



茨城県報 第 2981 号

平成30年3月22日

木曜日

目 次

規 則	ページ
●茨城県災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則（防災・危機管理課）	2
●茨城県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 （防災・危機管理課）	3
●茨城県立児童センターこどもの城管理規則の一部を改正する規則（少子化対策課）	3
（ 公 安 委 員 会 ）	
●茨城県警察組織規則の一部を改正する規則	4
●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	4
（ 人 事 委 員 会 ）	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	6
●外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	8
●公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	8
告 示	
●救急医療協力診療所の指定取消し（医療政策課）	8
●指定居宅サービス事業者の指定（長寿福祉課）	9
●指定居宅介護支援事業者の指定（長寿福祉課）	9
●指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	10
●指定居宅サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）	10
●指定居宅介護支援事業者の変更の届出（長寿福祉課）	11
●指定介護老人福祉施設の変更の届出（長寿福祉課）	11
●指定介護予防サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）	12
●指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）	12
●指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）	12
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定（障害福祉課）	13
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（6件）（中小企業課）	13
●家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課）	17
●家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求（畜産課）	23
●保安林の指定の解除（林業課）	23
●道路の区域の変更（6件）（道路維持課）	24
●道路の供用の開始（6件）（道路維持課）	26
●事業計画の変更の認可（2件）（公園街路課）	28

●事業計画の変更の認可（6件）（下水道課）	29
●軽油取引税に係る特約業者の指定の取消し（県税事務所）	32
(病 院 局)	
●病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正	32
公 告	
●鹿島港の洋上風力発電の導入に係る公募占用計画の変更の認定について（港湾課）	33
●入札公告（都市整備課）	36
訓 令	
●茨城県職員表彰規程の一部を改正する訓令（人事課）	38

規 則

茨城県規則第11号

茨城県災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和58年茨城県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和38年茨城県条例第6号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第13条を第14条とし、第5条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「災害対策本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（災害対策本部長の職務代理）

第4条 条例第2条第3項の規定により副本部長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する順序については、茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成22年茨城県規則第37号）に定めるところによるものとする。

2 本部長及び副本部長に事故があるとき又は本部長及び副本部長が欠けたときは、本部員のうち茨城県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成19年茨城県規則第24号）に規定する職員が、同規則に規定する順序により、本部長の職務を代理するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正）

2 茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（昭和58年茨城県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。）第5条第3項」を「）第6条第3項」に改める。



茨城県規則第12号

茨城県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成17年茨城県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

第13条中「第4条第2項、第5条第2項第2号」を「第5条第2項、第6条第2項第2号」に、「第7条第6項、第10条第2項第1号」を「第8条第6項、第11条第2項第1号」に、「第5条第2項第3号」を「第6条第2項第3号」に、「第10条第1項及び第11条」を「第11条第1項及び第12条」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（国民保護対策本部の本部長の職務代理）

第4条 副本部長は、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序については、茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成22年茨城県規則第37号）に定めるところによるものとする。

3 本部長及び副本部長に事故があるとき又は本部長及び副本部長が欠けたときは、本部員のうち茨城県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成19年茨城県規則第24号）に規定する職員が、同規則に規定する順序により、本部長の職務を代理するものとする。

別表中「第6条、第7条」を「第7条、第8条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第13号

茨城県立児童センターこどもの城管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県立児童センターこどもの城管理規則の一部を改正する規則

茨城県立児童センターこどもの城管理規則（昭和36年茨城県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表中

厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者 利用料金の全額 を

厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者 利用料金の全額
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者 利用料金の全額 に

改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

( 公 安 委 員 会 )

**茨城県公安委員会規則第4号**

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条の5」を「第56条の4」に改める。

第43条中「3課」を「4課」に、「外事課」を「外事課  
国体対策課」に改める。

第45条第1号及び第2号中「関すること」の次に「(国体対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第3号中「地域課」の次に「及び国体対策課」を加える。

第46条の次に次の1条を加える。

(国体対策課)

第46条の2 国体対策課においては、第74回国民体育大会及び第19回全国障害者スポーツ大会の開催に伴う次の事務をつかさどる。

- (1) 警備に関すること。
- (2) 警護に関すること。
- (3) 警備方針の策定及び実施に関すること。

第56条の4を削り、第56条の5を第56条の4とする。

第62条の次に次の1条を加える。

(首席師範)

第62条の2 本部長は、教養課に、必要により首席師範を置くことができる。

2 首席師範は、命を受け、第11条第1号に掲げる事務のうち術科に関する特に重要な事務をつかさどる。

別表第3中

|                 |         |        |
|-----------------|---------|--------|
| 茨城県警察交通機動隊潮来分駐隊 | 潮来市洲崎   | を<br>に |
| 茨城県警察交通機動隊鹿嶋分駐隊 | 鹿嶋市大字宮中 |        |

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

~~~~~

茨城県公安委員会規則第5号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「自動車検査証の写し」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自動車検査証の写しその他の自動車の使用者の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに自動車登録番号、車両番号又は標識番号を証する書面の写し（次条第1項第1号において「自動車検査証の写し等」という。）
- (2) 指定に必要な自動車の装備を明らかにした図面等申請内容を疎明する書類

第6条第1項中「自動車検査証の写し」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自動車検査証の写し等
- (2) 届出に必要な自動車の装備を明らかにした図面等届出内容を疎明する書類

第16条第3項中「掲げる」の次に「区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 安全運転管理者
 - ア 住民票の写し、戸籍の抄本又は運転免許証の写しその他の氏名及び生年月日を証する書面の写し
 - イ 自動車の運転の管理に関する経歴を証する書面
 - ウ 自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）別記様式第三の運転記録証明書
- (2) 副安全運転管理者
 - ア 住民票の写し、戸籍の抄本又は運転免許証の写しその他の氏名及び生年月日を証する書面の写し
 - イ 自動車の運転の管理に関する経歴を証する書面又は自動車の運転の経験を疎明する書面
 - ウ 自動車安全運転センター法施行規則別記様式第三の運転記録証明書

別表第3 一般国道354号の項中「つくば市上萱丸4番160地先」を「つくば市みどりの1丁目3番1地先」に、「つくば市真瀬919番地先」を「つくば市谷田部字堀留801番4地先」に改め、同表県道取手つくば線の項中「及びつくば市大曾根字吾妻3356番1地先からつくば市若森字吹上168番2地先まで」を「、つくば市大曾根字吾妻3356番1地先からつくば市若森字吹上168番2地先まで及びつくば市谷田部字漆1134番2地先からつくば市島名字香取前2190番地先まで」に改め、同表県道土浦坂東線の項中「及び坂東市勘助新田字宮下4279番地先から坂東市岩井字諏訪前4355番10地先まで」を「、坂東市勘助新田字宮下4279番地先から坂東市岩井字諏訪前4355番10地先まで及びつくば市島名字香取前2190番地先からつくば市島名字中西2994番3地先まで」に改め、同表県道赤浜谷田部線の項中「つくば市上萱丸4番160地先」を「つくば市みどりの1丁目3番1地先」に改め、同表県道岩井関宿野田線の項の次に次のように加える。

県道菅谷小原内水戸線	那珂市菅谷字堀の内3790番地先から那珂市後台字東崎2288番3地先まで
------------	--------------------------------------

別表第3 県道市毛水戸線の項の次に次のように加える。

県道下入野水戸線	水戸市酒門町字石川道1060番3地先から水戸市六反田町字原付1192番5地先まで
----------	--

別表第3 水戸市道常澄6-0008号線の項の次に次のように加える。

水戸市道常澄8-1133号線	水戸市六反田町1192番1地先から水戸市六反田町1226番3地先まで
----------------	------------------------------------

別表第3 ひたちなか市道市毛堀口線の項の次に次のように加える。

那珂市道6-15号線	那珂市後台3047番5地先から那珂市菅谷3533番地先まで
------------	-------------------------------

別表第3 那珂市道6-17号線の項中「那珂市飯田2571番3地先」を「那珂市後台2272番1地先」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月22日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3 公安職給料表級別職務分類表中

部長
参事官
課長（厚生，教養，留置管理，少年，生活環境，人身安全対策，サイバー犯罪対策，通信指令，薬物銃器対策，鑑識及び外事課の課長を除く。）

を

部長
参事官
課長（厚生，教養，情報管理，留置管理，少年，生活環境，人身安全対策，サイバー犯罪対策，通信指令，捜査第二，薬物銃器対策，鑑識及び外事課の課長を除く。）

に，

日立，土浦，つくば中央	署長	副署長	刑事官 地域・ 交通官						
ひたちなか	署長	署長 副署長	刑事官 分庁舎 長						

を

土浦，つくば中央	署長	副署長	刑事官 地域・ 交通官						
ひたちなか	署長	署長 副署長	刑事官 分庁舎 長						
日立	署長	署長 副署長	刑事官 地域・ 交通官						

に

改める。

別表第34 4 警察本部長の項中「(4) 水戸, 日立」を「(4) 水戸」に改め, 「(7) ひたちなか」を「(7) ひたちなか, 日立」に改める。

第 2 条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 3 公安職給料表級別職務分類表中

部長
参事官
課長 (厚生, 教養, 情報
管理, 留置管理, 少年,
生活環境, 人身安全対策,
サイバー犯罪対策, 通信
指令, 捜査第二, 薬物銃
器対策, 鑑識及び外事課
の課長を除く。)

を

部長
参事官
課長 (厚生, 教養, 情報
管理, 留置管理, 少年,
生活環境, 人身安全対策,
サイバー犯罪対策, 通信
指令, 捜査第二, 薬物銃
器対策, 鑑識, 外事及び
国体対策課の課長を除
く。)

に,

警備課		災害対 策室長 国体対 策室長	災害対 策室長 国体対 策室長						
-----	--	--------------------------	--------------------------	--	--	--	--	--	--

を

警備課		災害対 策室長	災害対 策室長						
-----	--	------------	------------	--	--	--	--	--	--

に

改める。

別表第34 4 警察本部長の項中「, 国体対策室長」を削り, 「(22の 3) 県民安心センター長 ((15の 2) に掲げる者を除く。)」の下に「(22の 4) 首席師範」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成30年 3 月23日から施行する。ただし, 第 2 条の規定は, 同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日 (以下「施行日」という。) の前日から引き続き日立の警察署の署長である者の, 施行日以降におけるこの規則による改正後の職員の給与に関する規則別表第34 4 警察本部長の項(4)の規定の適用については, 当該規定にかかわらず, なお従前の例による。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 3 月22日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会規則第5号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年茨城県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）第6条第5項の規定により標準号給数（同条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとする。

付 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 3 月22日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会規則第6号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第43項を削り、第44項を第43項とし、第45項から第48項までを1項ずつ繰り上げ、第47項の次に次の1項を加える。

- (48) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

付 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。



告 示

茨城県告示第302号

次の救急医療協力診療所について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成30年 3 月22日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

名称	所在地
太田医院	茨城県つくば市手代木309-4

茨城県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0860390178	株式会社 プラザマム	木村 俊男	茨城県守谷市 ひがし野1- 29-14	訪問看護ス テーション プラザマム	茨城県土浦市 板谷7-626 -11	平成30年 2月1日	訪問看護
0862490067	医療法人 三星会	山本 登	神奈川県横浜 市港北区樽町 1-1-23	茨城リハビリ テーション病 院訪問看護ス テーション	茨城県守谷市 同地358-5	平成30年 2月1日	訪問看護
0862790029	医療法人社団 平仁会	新井 礼子	茨城県筑西市 野殿1131	ちくせいケア ネット	茨城県筑西市 野殿1131 下 館病院	平成30年 2月1日	訪問看護
0870202579	有限会社 か みーら	藤田 徹子	茨城県日立市 鮎川町1-5 -12	デイサービス かみーら	茨城県日立市 金沢町3-19 -14	平成30年 2月1日	通所介護
0872400932	医療法人 三星会	山本 登	神奈川県横浜 市港北区樽町 1-1-23	茨城リハビリ テーション病 院デイサービ スセンター	茨城県守谷市 同地358-5	平成30年 2月1日	通所介護
0870401585	医療法人 徳 州会	鈴木 隆夫	大阪府大阪市 北区梅田1- 3-1-1200	医療法人 徳 洲会 訪問介 護 四季	茨城県古河市 駒ヶ崎14-1	平成30年 2月1日	訪問介護
0860490085	医療法人 徳 州会	鈴木 隆夫	大阪府大阪市 北区梅田1- 3-1-1200	医療法人 徳 洲会 訪問看護 ステーション はなもも	茨城県古河市 鴻巣1121	平成30年 2月1日	訪問看護
0872900394	株式会社 Koti Life	東島 裕子	茨城県稲敷市 八筋川乙518 -3	東風ケアス テーション	茨城県稲敷市 八筋川乙518 -3	平成30年 2月1日	訪問介護
0871400537	合同会社 孫 之家	長谷川 浩之	茨城県高萩市 高萩795-4	まごちゃんレ ンタル	茨城県高萩市 高萩795-4	平成30年 2月19日	特定福祉 用具販売
0871400537	合同会社 孫 之家	長谷川 浩之	茨城県高萩市 高萩795-4	まごちゃんレ ンタル	茨城県高萩市 高萩795-4	平成30年 2月19日	福祉用具 貸与

茨城県告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870401577	医療法人 徳 州会	鈴木 隆夫	大阪府大阪市 北区梅田1- 3-1-1200	医療法人 徳 洲会 古河居 宅介護支援事 業所	茨城県古河市 駒ヶ崎14-1	平成30年 2月1日	居宅介護 支援

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0872400940	医療法人 三星会	山本 登	神奈川県横浜市港北区樽町1-1-23	茨城リハビリテーション病院ケアサービス	茨城県守谷市同地358-5	平成30年2月1日	居宅介護支援
0871901229	株式会社 笑福	松原 博子	茨城県牛久市南7-37-7	指定居宅介護支援事業所 ケアパートナー笑福	茨城県牛久市南7-51-13	平成30年2月19日	居宅介護支援

茨城県告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870401585	医療法人 徳州会	鈴木 隆夫	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200	医療法人 徳州会 訪問介護 四季	茨城県古河市駒ヶ崎14-1	平成30年2月1日	介護予防訪問介護
0872400932	医療法人 三星会	山本 登	神奈川県横浜市港北区樽町1-1-23	茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター	茨城県守谷市同地358-5	平成30年2月1日	介護予防通所介護
0860490085	医療法人 徳州会	鈴木 隆夫	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200	医療法人 徳州会 訪問看護ステーション はなもも	茨城県古河市鴻巣1121	平成30年2月1日	介護予防訪問看護
0862490067	医療法人 三星会	山本 登	神奈川県横浜市港北区樽町1-1-23	茨城リハビリテーション病院訪問看護ステーション	茨城県守谷市同地358-5	平成30年2月1日	介護予防訪問看護
0860390178	株式会社 プラザマム	木村 俊男	茨城県守谷市ひがし野1-29-14	訪問看護ステーション プラザマム	茨城県土浦市板谷7-626-11	平成30年2月1日	介護予防訪問看護
0872900394	株式会社 Koti Life	東島 裕子	茨城県稲敷市八筋川乙518-3	東風ケアステーション	茨城県稲敷市八筋川乙518-3	平成30年2月1日	介護予防訪問介護
0871400537	合同会社 孫之家	長谷川 浩之	茨城県高萩市高萩795-4	まごちゃんレンタル	茨城県高萩市高萩795-4	平成30年2月19日	介護予防福祉用具貸与
0871400537	合同会社 孫之家	長谷川 浩之	茨城県高萩市高萩795-4	まごちゃんレンタル	茨城県高萩市高萩795-4	平成30年2月19日	特定介護予防福祉用具販売

茨城県告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0861090033	株式会社 IKT Medical	訪問看護ステーション たいよう	茨城県下妻市小島695 プリアンテ下妻102号	訪問看護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県下妻市石の宮33-1 コーポラス吉田D101)	平成29年10月1日
0872102082	株式会社 ライフ商事	訪問介護 ありがとう	茨城県ひたちなか市高野212-159	訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県ひたちなか市高場3-5-11 フローラルマミ202)	平成29年11月20日
0872102280	社会福祉法人 春寿会	春寿園短期入所生活介護	茨城県ひたちなか市堀口88-1	短期入所生活介護	事業所名称 (旧名称：長寿園短期入所生活介護)	平成30年1月1日
0860190248	株式会社 プロシード	ケアズ水戸訪問看護リハビリステーション	茨城県水戸市千波町1253-4 2F	訪問看護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県水戸市見川2-80-4)	平成30年1月14日

茨城県告示第307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0870302791	社会医療法人 若竹会	指定居宅介護支援事業所 セントラル土浦ケアプランセンター	茨城県土浦市真鍋新町12-10	居宅介護支援	事業所所在地 (旧所在地：茨城県土浦市真鍋新町7-14 新町コーポ103号室)	平成30年2月1日

茨城県告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第89条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第93条の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0872102272	社会福祉法人 春寿会	特別養護老人ホーム 春寿園	茨城県ひたちなか市堀口88-1	介護老人福祉施設	事業所名称 (旧名称：特別養護老人ホーム長寿園)	平成30年1月1日

茨城県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0861090033	株式会社 IKT Medical	訪問看護ステーション たいよう	茨城県下妻市小島695 プリアンテ下妻102号	介護予防訪問看護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県下妻市石の宮33-1 コーポラス吉田D101)	平成29年10月1日
0872102082	株式会社 ライフ商事	訪問介護 ありがとう	茨城県ひたちなか市高野212-159	介護予防訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県ひたちなか市高場3-5-11 フローラルマミ202)	平成29年11月20日
0870104494	株式会社 アーバンアーキテック	ご長寿くらぶ水戸千波デイサービスセンター	茨城県水戸市千波町295-1	介護予防通所介護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県水戸市千波町291)	平成29年12月1日
0872102280	社会福祉法人 春寿会	春寿園短期入所生活介護	茨城県ひたちなか市堀口88-1	介護予防短期入所生活介護	事業所名称 (旧名称：長寿園短期入所生活介護)	平成30年1月1日
0860190248	株式会社 プロシード	ケアズ水戸訪問看護リハビリステーション	茨城県水戸市千波町1253-4 2F	介護予防訪問看護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県水戸市見川2-80-4)	平成30年1月14日

茨城県告示第310号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0853100022	潤沼キッズ	東茨城郡茨城町上石崎4698-2	社会福祉法人茨城補成会	東茨城郡茨城町上石崎4698-2	平成30年4月1日	保育所等訪問支援

茨城県告示第311号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2項の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0852900182	すいんく・でい	神栖市大野原 8 丁目 9 番 3 号	有限会社 スイ ンクオート・タ スマ	児童発達支援 放課後等デイサービ ス 保育所等訪問支援	平成30年 3月31日

茨城県告示第312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0820300705	ファミリーユ上高 津新町	茨城県土浦市上高 津新町11-21	一般社団法人柳 田障害福祉グ ループ	茨城県土浦市藤沢 新田2番地1	平成30年 3月1日	共同生活援助

茨城県告示第313号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ荒川本郷

稲敷郡阿見町本郷三丁目1番地1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成29年11月9日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 川村 嘉則

(変更後) 代表取締役 橘 正喜

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成29年10月27日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第314号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸3丁目3146番地の1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成29年11月9日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 竹内 順一

(変更後) 代表取締役 任田 正史

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成29年10月31日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第315号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸3丁目3146番地の1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 29 年 11 月 9 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5 箇所

(変更後) 4 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C - 1 午前 3 時～午後 6 時

C - 2 午前 6 時～午後 8 時 30 分

(変更後) C - 1 午前 1 時～午後 9 時

C - 2 午前 6 時～午後 8 時 30 分

(3) 届出年月日

平成 29 年 10 月 31 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第 316 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ水戸本店

水戸市元吉田町字上千束 1944 番 12 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 29 年 12 月 11 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 8,687㎡

(変更後) 7,389㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 493 台

(変更後) 417 台

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7箇所

(変更後) 5箇所

(3) 届出年月日

平成29年11月30日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂町ショッピングセンター

那珂市竹ノ内三丁目6番5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成30年1月22日

イ 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 409台

(変更後) 292台

(3) 届出年月日

平成30年1月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ東大沼店

日立市東大沼町三丁目369番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成30年 2 月26日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミ日立大沼店

(変更後) カスミ東大沼店

(イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 日立市東大沼町 3 丁目1859番地 外

(変更後) 日立市東大沼町三丁目369番地 外

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成30年 2 月14日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第319号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ病及び結核病、牛のヨーネ病、牛白血病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、馬伝染性貧血、豚の流行性脳炎、豚コレラ、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成30年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 牛のブルセラ病及び結核病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 牛のブルセラ病

臨床検査及び血清検査

イ 結核病

臨床検査及びツベルクリン検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

c 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

d a、b及びcに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛白血病検査

(1) 実施の目的

牛白血病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

b 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

c a及びbに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48カ月以上で死亡した牛の死体及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12カ月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱及びイバラキ病検査

(1) 実施の目的

アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱及びイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期日

原則として、平成30年6月下旬、8月下旬、9月下旬及び11月中旬

(5) 検査の方法

臨床検査、中和試験

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 豚コレラ検査

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 豚のオーエスキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚繁殖・呼吸障害症候群検査

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚流行性下痢検査

(1) 実施の目的

豚流行性下痢の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

急速凝集反応法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂

(4) 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第320号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条第1項の規定に基づき、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場（原則として飼養羽数100羽以上の農場に限る。ただし、だちょうの場合は10羽以上）の所有者に対し、次のとおり報告を求める。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施の区域

県下一円

3 報告すべき事項

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

4 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 報告期限

各農場の毎月の飼養羽数及び死亡羽数について、翌月10日までに報告する。

また、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。

6 その他

報告先は所轄家畜保健衛生所とする。

茨城県告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 解除に係る保安林の所在場所

神栖市奥野谷字浜野6281番2

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那珂湊那珂線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
那珂市中台字久保411番14地先から 那珂市西木倉字長堀188番12地先まで	(A) 旧	メートル 最大 18.1 最小 4.5	メートル 1,952	
那珂市中台字丁打場458番4地先から 那珂市豊喰字久保655番1地先まで		(B)	最大 41.0 最小 22.0	1,949
那珂市中台字丁打場458番4地先から 那珂市豊喰字久保655番1地先まで	新 (B)	最大 41.0 最小 22.0	1,949	旧道移管

茨城県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
常陸大宮市北塩子字千才50番1地先から 常陸大宮市北塩子字火打田1757番1地先 まで	(A) 旧	メートル 最大 45.0 最小 5.0	メートル 350	
常陸大宮市西塩子字田代1793番7地先から 常陸大宮市北塩子字山下1822番1地先ま で		(B)	最大 35.0 最小 7.5	738
常陸大宮市西塩子字田代1793番7地先から 常陸大宮市北塩子字山下1822番1地先ま で	新 (B)	最大 35.0 最小 7.5	738	旧道移管

茨城県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大賀牛堀線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
潮来市大字島須字新堀2499番3地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 8.0	67	
		最小 6.3		
		最大 18.8	76	
潮来市大字島須字新堀2519番1地先まで	新(B)	最大 18.8	76	旧道移管
		最小 12.3		

茨城県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大賀牛堀線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
潮来市大字島須字馬ノ峰878番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 10.6	320	
		最小 5.1		
		最大 15.1	287	
潮来市大字島須字馬ノ峰829番1地先まで	新(B)	最大 15.1	287	旧道移管
		最小 12.6		

茨城県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
稲敷市西代字南田692番1から 稲敷市西代字南田503番1まで	旧	メートル	メートル	
		最大 18.9	108	
	最小 12.5		迂回路撤去	
	新	最大 14.8		108
最小 12.5				

茨城県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守谷藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
取手市櫛木字上組931番1地先から 取手市藤代字藤代1755番1地先まで 取手市櫛木字上組931番1地先から 取手市藤代字内谷原189番4地先まで	(A)	メートル	メートル	
		最大 8.2	1,005	
	最小 6.1		旧	
	(B)	最大 24.5		1,060
最小 18.0				
取手市櫛木字上組931番1地先から 取手市藤代字内谷原189番4地先まで	新 (B)	最大 24.5	1,060	旧道移管
		最小 18.0		

茨城県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 諸沢西金停車場線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字西金798番3地先から
久慈郡大子町大字西金519番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月29日

茨城県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 筑西つくば線
- 2 供用開始の区間 筑西市宮山字矢畑441番2地先から
筑西市中根字石川745番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月28日

茨城県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 結城野田線
- 2 供用開始の区間 結城市大字北南茂呂字南坪88番2地先から
結城市大字北南茂呂字南坪56番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月22日

茨城県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 明野間々田線
- 2 供用開始の区間 結城市江川大町字中篠702番地先から
結城市江川大町字中篠711番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月22日

茨城県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 高田筑西線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字奥田字奥田218番7地先から
筑西市大字奥田字奥田218番6地先まで

- 3 供用開始の期日 平成30年 3 月22日

茨城県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 高田筑西線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字奥田字向加草639番12地先から
筑西市大字奥田字向加草639番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3 月22日

茨城県告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画公園事業
6・5・001号 土浦市常名運動公園
- 3 事業施行期間
平成4年7月30日から
平成35年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
牛久市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
竜ヶ崎・牛久都市計画公園事業
3・4・103号 田宮西近隣公園
- 3 事業施行期間
平成22年9月21日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
古河都市計画下水道事業
古河市（三和处理区）公共下水道
- 3 事業施行期間 平成3年2月7日から
平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
笠間市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

笠間都市計画下水道事業

友部・笠間公共下水道

- 3 事業施行期間 平成2年8月9日から
平成36年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

笠間市

2 都市計画事業の種類及び名称

笠間都市計画下水道事業
岩間公共下水道

- 3 事業施行期間 平成7年10月16日から
平成36年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

筑西市

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画下水道事業
関城町公共下水道

- 3 事業施行期間 平成 9 年 12 月 22 日から
平成 36 年 3 月 31 日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第 340 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

神栖市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業 神栖市公共下水道

- 3 事業施行期間 昭和 52 年 3 月 10 日から
平成 37 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和 52 年 3 月 10 日茨城県告示第 276 号、昭和 56 年 3 月 9 日茨城県告示第 317 号、昭和 63 年 2 月 4 日茨城県告示第 158 号、平成 7 年 4 月 10 日茨城県告示第 478 号、平成 11 年 3 月 29 日茨城県告示第 347 号（以上神栖町公共下水道）、昭和 54 年 2 月 22 日茨城県告示第 236 号、昭和 61 年 3 月 31 日茨城県告示第 507 号、昭和 63 年 2 月 18 日茨城県告示第 235 号、平成元年 3 月 20 日茨城県告示第 434 号、平成 8 年 4 月 1 日茨城県告示第 433 号、平成 11 年 3 月 29 日茨城県告示第 348 号（以上波崎町公共下水道）、平成 20 年 3 月 13 日茨城県告示第 322 号、平成 26 年 3 月 31 日茨城県告示第 351 号、平成 28 年 3 月 31 日茨城県告示第 421 号の事業地に、神栖市居切字砂山の一部の区域を加える

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第 341 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

猿島郡五霞町

2 都市計画事業の種類及び名称

岩井・境都市計画下水道事業

五霞町公共下水道

- 3 事業施行期間 昭和57年2月4日から
平成36年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第342号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第32条の2の7の規定により告示する。

平成30年3月22日

茨城県常陸太田県税事務所長 江 幡 重 美

特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
ワールド産業株式会社	茨城県ひたちなか市稲田1059番地19	平成30年2月28日

(病 院 局)

茨城県病院局告示第6号

平成18年4月1日茨城県病院局告示第1号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第4条第1項第1号のただし書き、同条同項第2号及び同条第3項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

表中

10 初診の非紹介患者加算料		を
(1) 県立中央病院	4,320円	

10 非紹介患者加算料	
(1) 初診 ア 県立中央病院 (ア) 医科 (イ) 歯科	5,400円 3,240円
(2) 再診 ア 県立中央病院 (ア) 医科 (イ) 歯科	2,700円 1,620円

に

改める。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

**公 告**

●鹿島港の洋上風力発電の導入に係る公募占用計画の変更の認定について

港湾法第37条の7第2項の規定により公募占用計画の変更を認定したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年3月22日

鹿島港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 大井川 和 彦

1 認定した日

平成30年3月22日

2 認定の有効期間

平成29年8月7日から平成49年8月6日まで

3 指定した港湾区域内水域等の区域

鹿島港港湾区域内の水域（南海浜地区及び南海浜沖地区）約340ha（「再生可能エネルギー源を利活用する区域」の一部）の次の各地点から半径69mの区域（別図のとおり）

- ①の地点 北緯35度54分15秒 東経140度44分29秒
- ②の地点 北緯35度54分04秒 東経140度44分37秒
- ③の地点 北緯35度53分53秒 東経140度44分45秒
- ④の地点 北緯35度53分42秒 東経140度44分54秒
- ⑤の地点 北緯35度53分31秒 東経140度45分02秒
- ⑥の地点 北緯35度53分20秒 東経140度45分10秒
- ⑦の地点 北緯35度53分09秒 東経140度45分18秒
- ⑧の地点 北緯35度52分58秒 東経140度45分27秒
- ⑨の地点 北緯35度52分47秒 東経140度45分35秒
- ⑩の地点 北緯35度54分05秒 東経140度44分16秒
- ⑪の地点 北緯35度53分54秒 東経140度44分24秒

- ⑫の地点 北緯35度53分44秒 東経140度44分31秒
- ⑬の地点 北緯35度53分33秒 東経140度44分39秒
- ⑭の地点 北緯35度53分22秒 東経140度44分47秒
- ⑮の地点 北緯35度53分12秒 東経140度44分55秒
- ⑯の地点 北緯35度53分01秒 東経140度45分03秒
- ⑰の地点 北緯35度52分51秒 東経140度45分11秒
- ⑱の地点 北緯35度52分40秒 東経140度45分19秒

#### 4 占用の期間

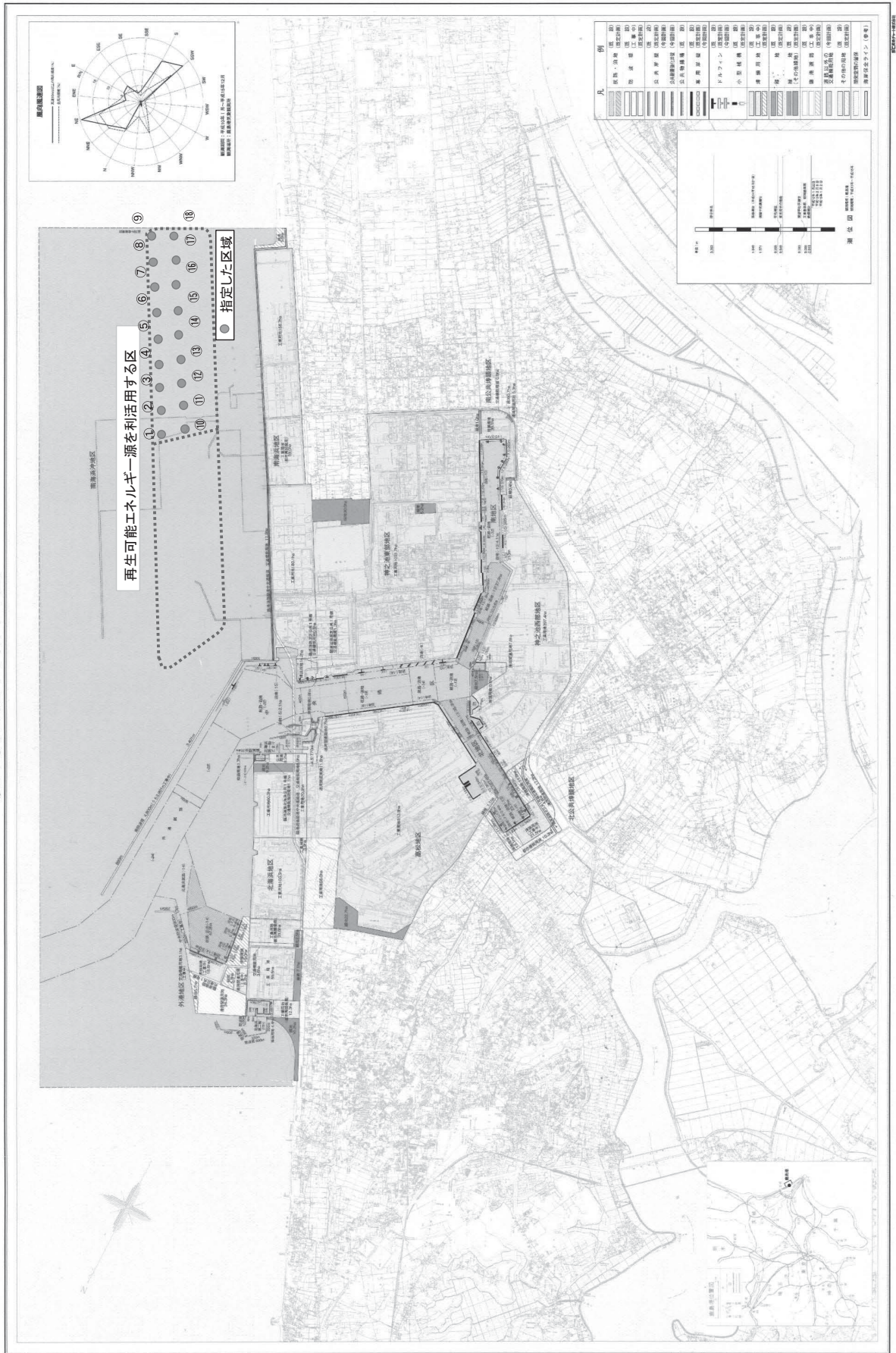
平成32年2月1日から平成49年8月6日まで

#### 5 変更の内容

指定した港湾区域内水域等の区域、事業スケジュール及びSPC（特別目的会社）設立に伴う事業実施主体の変更



鹿 島 港 港 湾 計 画 図



以 前 鹿 島 港 港 湾 計 画 図 十 七 回 改 訂 後 最 新 版 表 示 ( 註 記 日 付 十 月 十 一 日 )

## ●入札公告

保留地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成30年3月22日

土浦・阿見都市計画事業

阿見吉原土地区画整理事業

施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 大井川 和彦

## 1 売払物件（土地）

| 土地の所在及び地番        | 種別 | 地目 | 面積        |
|------------------|----|----|-----------|
| 稲敷郡阿見町よしわら一丁目2番3 | 土地 | 宅地 | 1,422.88㎡ |

※ 対象物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第96条第2項に規定する「保留地」である。

※ 用途地域は、準住居地域（建ぺい率60パーセント，容積率200パーセント）です。

## 2 予定価格（最低売却価格）

35,429,000円

## 3 入札参加者の資格

(1) 入札に参加する方は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 次のいずれかの者であること。

(ア) 商業・業務施設（以下「施設」という。）の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であって、土地の引渡しの日から3年以内に、本件土地において「阿見吉原地区沿道施設用地の分譲に係る一般競争入札説明書のⅣ 設計指針」（以下「設計指針」という。）及び各種法令等に適合した施設の建設及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。また、それらの営業が継続するものであること。

(イ) 戸建住宅（以下「住宅」という。）を建設して当該住宅と共に土地を最終譲受人へ譲渡する事業又は自らを請負人とする建築請負契約により住宅を建設することを条件として土地を最終譲受人へ譲渡する事業（以下「分譲事業」という。）を営む者であって、土地の引渡しの日から3年以内に、本件土地において設計指針及び各種法令等に適合した住宅の建設又は分譲事業を行うことができる者であり、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

オ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団，同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約，資材，原材料等の購入契約等を締結している者



- (オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 茨城県の県税の滞納がないこと。
- キ 保留地売買契約（以下「土地売買契約」という。）締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。
- ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項及び土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成19年茨城県規則第66号）第10条第5号の規定に該当する者でないこと。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 本件土地を施設の用途に供する者は、前記(1)ア(ア)及びイからクまでの要件について、全ての構成員が備えていること。
- イ 本件土地を住宅の用途に供する者は、前記(1)ア(イ)の要件をいずれかの構成員が備えていること及びイからクまでの要件については、全ての構成員が備えていること。

4 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

茨城県竜ヶ崎工事事務所阿見吉原地区区画整理課  
茨城県龍ヶ崎市馴柴町35

(2) 入札説明書の配布期間

平成30年3月22日（木）から平成30年4月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 入札参加申込書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

- ア 受付期間 平成30年4月3日（火）から4日（水）
- イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- ウ 提出場所 茨城県竜ヶ崎工事事務所  
茨城県龍ヶ崎市馴柴町35

5 入札の日時及び場所

| 日 時                    | 場 所                                |
|------------------------|------------------------------------|
| 平成30年4月11日（水）<br>午前10時 | 茨城県龍ヶ崎市馴柴町35<br>茨城県竜ヶ崎工事事務所 2階 入札室 |

6 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。



なお、この入札保証金には、利子を付さない。

9 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに土地売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

10 契約の締結及び売買代金の支払い

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

---

## 訓 令

---

### 茨城県訓令第 1 号

茨城県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県職員表彰規程の一部を改正する訓令

茨城県職員表彰規程（昭和48年茨城県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第12号を削り、第13号を第12号とする。

付 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 1 5 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)